

訓 令

富山県文書管理規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県訓令第4号

本 庁
出先機関

富山県文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県文書管理規程（昭和62年富山県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「書庫等における」の次に「公文書の」を加える。

第2条第3号中「第80条各号」を「第80条第1項各号」に改める。

第6条の見出しを「（法務文書課長の職務）」に改め、同条中「経営管理部総務課長（以下「総務課長」を「経営管理部法務文書課長（以下「法務文書課長」に改める。

第10条第2項の表中「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

第11条第1項中「総務課長」を「法務文書課長」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「総務課長及び」を「法務文書課長及び」に、「総務課長等」を「法務文書課長等」に改め、同条第4項中「総務課長」を「法務文書課長」に改め、同条第5項中「総務課長等」を「法務文書課長等」に改め、同条第6項及び第7項中「総務課長」を「法務文書課長」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「総務課長」を「法務文書課長」に改め、同項第2号中「地方創生局長」の次に「、観光推進局長」を加え、同項第3号中「連絡課」を「連絡室課」に改める。

第12条第1項及び第14条第1項中「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

第16条第2項各号列記以外の部分中「総務課長等」を「法務文書課長等」に改め、同項第1号中「総務課長等」を「法務文書課長等」に、「総務課長に」を「法務文書課長に」に改め、同項第2号及び同条第3項中「総務課長」を「法務文書課長」

に改める。

第17条ただし書、第20条第2号並びに第23条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

第24条第1項中「地方創生局長」の次に「、観光推進局長」を加える。

第27条第1項中「総務課」を「法務文書課」に改め、同条第3項第1号ウ中「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

第28条第3号中「地方創生局長名」の次に「、観光推進局長名」を加える。

第30条中「同じ。）」の次に「のうち次に掲げるもの」を加え、「押さなければならない」を「押印するものとする」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 法令等、条例、規則その他の規程により公印を押印する必要があるもの
- (2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼすもの
- (3) 事実証明に関する文書その他その内容が真正であることを証明する必要があるもの
- (4) その他特に公印を押印することが必要であると認められるもの

第33条第1項中「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

第34条第1項及び第2項中「総務課長等」を「法務文書課長等」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「総務課長等」を「法務文書課長等」に改める。

第35条及び第36条中「総務課長等」を「法務文書課長等」に改める。

第38条、第41条第3項、第52条第1項、第53条、第55条、第56条第1項及び第68条第1項中「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

別表第2中

成長戦略室	成長
広報・ブランディング推進室	広ブ
デジタル化推進室	デ推
働き方改革・女性活躍推進室	働女
防災・危機管理課	防危

を

総合政策課	総政
広報課	広
政策推進室	政推
企画室	企
危機管理課	危管
防災課	防

に、

ワンチームとやま推進室	ワ推
-------------	----

を

ワンチームとやま推進室	ワ推
デジタル化推進室	デ推
多文化共生推進室	多共

に、

観光推進室	観振
-------	----

を

観光振興室	観振
観光資源活用室	観資

に、

人事課	人
-----	---

を

人事企画室	人企
-------	----

に、

総務課	総
行政経営室	行経

を

法務文書課	法文
-------	----

に、

管財課	管財
-----	----

を

財産管理室	財管
-------	----

に、

スポーツ振興課	ス振
国際課	国際

を

スポーツ振興課	ス振
---------	----

に、

商工企画課	商企
地域産業振興室	地振室
立地通商課	立
労働政策課	労政

を

成長産業推進室	成産
地域産業振興室	地振室
多様な人材活躍推進室	多人

に改める。

様式第5号中「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

「

様式第7号中



を

← 2センチメートル →

(知事政策局長、危機管理局长、地方創生局长、交通政策局長、部長、会計管理者、出先機関の長決裁用)

」

「



に改める。

← 2センチメートル →

(知事政策局長、危機管理局长、地方創生局长、観光推進局长、交通政策局長、部長、会計管理者、出先機関の長決裁用)」

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(総務課)

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和7年3月31日

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

富山県教育委員会訓令第3号

本 庁

出先機関

教育機関

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会文書管理規程（昭和62年富山県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「受領文書等」を「受領等文書」に改め、「收受登録」の次に「（第27条第2項及び第3項に規定する番号（次項及び第3項において「番号」という。）の設定を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第2項中「受領文書等」を「受領等文書」に改め、「第27条第2項及び第3項に規定する」及び「（次項において「番号」という。）」を削り、同条第3項から第5項までの規定中「受領文書等」を「受領等文書」に改め、同条第6項中「受領文書等」を「受領等文書」に、「緊急の」を「緊急に」に改める。

第30条中「同じ。）」の次に「のうち次に掲げるもの」を加え、「押さなければならない」を「押印するものとする」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 法令等、条例、規則その他の規程により公印を押印する必要があるもの
- (2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼすもの
- (3) 事実証明に関する文書その他その内容が真正であることを証明する必要があるもの
- (4) その他特に公印を押印することが必要であると認められるもの

第38条中「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

別表第2本庁の公文書の記号の表中「生涯学習・文化財室」を「生涯学習・文化財課」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和7年3月31日

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

富山県教育委員会訓令第4号

県立学校

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県立学校文書管理規程（平成4年富山県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第27条中「同じ。）」の次に「のうち次に掲げるもの」を加え、「押さなければならない」を「押印するものとする」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 法令等、条例、規則その他の規程により公印を押印する必要があるもの
- (2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼすもの
- (3) 事実証明に関する文書その他その内容が真正であることを証明する必要があるもの
- (4) その他特に公印を押印することが必要であると認められるもの

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(教・教育企画課)

